



114  
A3044



第百廿二卷

此乃所獲令之市園内各所  
場上電線架設之家米人  
出多之數子拆写之進  
及之此者其也  
之部大少

由史

大正十一年  
大隈侯爵  
贈





法開港場に米國より電線装置設け  
方同國に便し申出たに付西院に由り  
上為城之道に在りて其に方少衛令  
之稱ありて其に方少衛令に於て其  
其に存するに其に其に其に其に其に

壬申八月十日

山尾三郎少輔

副島加勢卿殿







上電報陸揚々其置とる及び其  
差を其之に於ては其由を其  
之の如く其以上

年月日

外務卿副島種臣

米國公使姓名

閣下

申七月廿日

一日本國公使館より其稿

以て其稿の上の如く其國人が  
シヨシエヌゴウリン

メリカ合衆国内一港或は其港に  
其の國內に於て其港場に電報線を

其の置て其事をして其  
同人あり其左に其閣下は其

其の何年一其の丁其國と其電  
其線を其の陸上其の置て其



同係を以て其の國を以て其の領土  
廣く其の地味貴く其の徳一其の港物  
は其の海中一電行物を陸上世  
置て其の縁を以て其の府上其の免許其の之  
なる其の其の物早に其の確其の其の  
此の如く其の其の其の其の其の上

千七百七十二年八月十日其の其の其の

米利堅合衆國の使館

ミスターテロニグ

外務卿副島種臣 閣下